

特集 / 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する通達等の解説

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等を踏まえた国土交通省直轄工事における対応の概要について

国土交通省大臣官房技術調査課長補佐

やまもと さとし
山本 悟司

1. はじめに

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という)および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」(平成13年政令第34号。以下「法律施行令」という)ならびに「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という)については、すでに本誌(平成13年2月号および5月号)において紹介してきたが、これらの適正化法等を踏まえて、平成13年度から国土交通省直轄工事において具体的に実施する内容をとりまとめ、地方整備局等に対して通知したのでその概要を紹介する。

2. 具体的な対応内容の概要

国土交通省直轄工事においては、これまでも一般競争や公募型指名競争入札等の導入、入札結果等の公表、入札監視委員会の実施など、入札・契約制度の改革に取り組んできたところであるが、今般の適正化法および法律施行令ならびに適正化

指針を受けて、従前の取り組みに加え、新たに取り組む事項あるいは従前の取り組みをさらに充実させる事項として、次に示す内容を実施することとした。

(1) 発注の見通しに関する事項の公表(本誌 p.9 参照)

これまで発注予定工事情報として、工事希望型指名競争入札以上(1億円以上)の工事を対象に、①工事名、②工事場所、③工期、④工事概要、⑤工事種別および⑥入札予定時期等について、①年度予算成立後、②10月上旬に加え、③補正予算成立後等に、地方整備局の本局および工事担当事務所において公表していたが、今年度より、対象工事を250万円を超える工事にまで拡大するとともに、公表回数を四半期ごとに増加させることとした。また、公表方法については、従来、掲示に加え各地方整備局のホームページに掲載していたが、今年度より入札情報サービス(PPI:(財)日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービス、<http://www.ppi.go.jp/>)によって、すべての地方整備局等の情報がインターネットにより一元的に見ることができるようになった。

(2) 入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する情報の公表(本誌 p.13参照)

入札等の情報に関しては、従来から指名業者名、

入札結果，予定価格等について公表を進めてきていたが，これらに加え有資格業者名簿（各業者の点数，順位等），指名の理由，契約の内容，金額変更の伴う契約変更をした場合の契約内容および理由，苦情処理内容，工事成績評定点等の事項を新たに公表することとした。

(3) 工事現場における適正な施工体制の確保のための措置の実施と一括下請負等の建設業許可行政庁への通知（本誌 p.19参照）

適正化法において，工事現場における適正な施工体制の確保のため，発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ，また適正化指針において，要領の策定等による統一的な監督の実施に努めることとされたことから，工事現場における施工体制の点検要領を改正するとともに，一括下請負の点検要領の追加を行った。点検要領においては，入札・契約手続において監理技術者の専任について確認を行うことを規定するとともに，現場における施工体制の把握として，①監理技術者資格者証，②監理技術者の同一性，③監理技術者の常駐状況，④施工体制台帳，⑤施工体系図，⑥施工体制および⑦建設業許可標識等の点検を行うこととした。点検の結果，建設業法や適正化法等に違反する疑いのある事実を把握したときは，建設業許可行政庁に通知するとともに，工事成績評定に反映することとしている。

(4) 第三者の意見を適切に反映する方策

国土交通省においては，学識経験者等によって構成される入札監視委員会を平成6年度より設置しているが，これまで契約金額2,000万円を超える工事について委員会に報告し，入札方式別に無作為抽出により競争参加資格の設定や指名業者の選定等について審議していただいていたが，この審議対象工事を250万円を超えるものにまで拡大することとした。

また，次項に示す苦情処理手続きのうち，入札監視委員会において，これまで公募型および工事希望型指名競争入札の非指名理由に関する再苦情処理を行っていたが，通常指名および随意契約の工事についてもその対象とすることとした（ただ

し，当面，国の行為を秘密にする必要があるものおよび予定価格が1,000万円を超えないものを除く）。

さらに，入札・契約手続きの透明性を高めるため，入札監視委員会の委員の氏名および職業の公表を行うとともに，委員会の議事概要についても速やかに作成して公表することとした。

なお，この入札監視委員会については，国土交通省に再編される以前には，地方建設局および港湾建設局がそれぞれ設置していたが，地方整備局に統合されたことに伴い，入札監視委員会についても各地方整備局ごとに一つとすることとした。ただし，それぞれの専門性等を考慮し，当面，第一部会および第二部会を設置し，第一部会においては港湾空港関係事務を除く入札・契約手続きに係る事項を，第二部会においては港湾空港関係事務における入札・契約手続きに係る事項を審議していただくこととしている。

(5) 苦情を適切に処理する方策

国土交通省直轄工事における苦情処理手続きを表1に示す。これまで，公募型および工事希望型指名競争入札の工事については，書面により通知した非指名理由に対して不服のある者が地方整備局長等に対し苦情を申し立てることができたが，今年度より，苦情申し立ての対象工事を通常指名競争入札および随意契約に拡大するとともに（ただし，当面，予定価格が1,000万円を超えないものを除く），それに伴い苦情を申し立てできる者も，工事希望型および通常指名競争入札においては当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者が，随意契約においては当該契約と同一の工事種別に対応する建設工事の種類について建設業の許可を有する者が，それぞれ指名されなかった理由もしくは契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服の申し立てができるようになった。

また，入札・契約手続きの透明性を高めるため，苦情申し立て者の名称，苦情内容およびその処理の状況についても，苦情に対する回答後速やかに公表することとした。

表 1 苦情処理手続きについて

	公募型指名競争	工事希望型指名競争	通常指名競争	随意契約
			(当面、予定価格1,000万円以上の工事を対象とする)	
苦情申し立てができる者	非指名通知を受けた者	有資格業者であって当該工種で登録をしている者	同左	同一の工事種別に対応する建設工事の種類の種類建設業許可を有する者
苦情の対象とするもの	文書により提出されたもの	同左	同左	同左
苦情申し立ての範囲	非指名理由	非指名理由(技術資料の提出を求められなかった理由を含む)	非指名理由	契約の相手方として選定されなかった理由
苦情申し立ての起算日	指名業者名が公表された日の翌日	同左	同左	随意契約の相手方が公表された日の翌日
苦情申し立ての期間および回答期限	土曜日、日曜日、祝日等を含まない期間等	同左	同左	同左
苦情申し立ての者の名称、苦情内容およびその処理の状況	回答後速やかに公表	同左	同左	同左
第二次処理の苦情申し立て	分任官契約分の局長への説明要求は、第一次処理窓口を經由して提出 起算日は第一次処理に係る回答書の発出日	同左	同左	同左
	第一次処理		第二次処理	
	窓口	手続き	窓口	手続き
公募型・工事希望型	局 契 約 課・事務 所 経 理 課	5日以内に指名権者である局長、または事務所長に対して、非指名理由等の説明要求(書面) 局長または事務所長は5日以内に書面で回答	局契約課	7日以内に局長に対し、再苦情(書面) 入札監視委員会の審議を経て局長が書面で回答
通常指名	事務所経 理 課 ただし、 営繕工事 等局発注 に係る通 常指名に ついては 局契約課	5日以内に事務所長に対し、指名理由等 についての説明要求(書面) 事務所長は原則5日以内に書面で回答。 ただし、苦情件数が多数になった場合は できる限り速やかに処理	局契約課	7日以内に局長に対し、再苦情(書面) 入札監視委員会の審議を経て局長が書 面で回答
随意契約	局 契 約 課・事務 所 経 理 課	5日以内に局長または事務所長に対し、 随意契約理由等についての説明要求(書 面) 局長または事務所長は原則5日以内に書 面で回答。ただし、苦情件数が多数にな った場合はできる限り速やかに処理	局契約課	7日以内に局長に対し、再苦情(書面) 入札監視委員会の審議を経て局長が書面 で回答

表 2 入札契約適正化法・施行令・適正化指針等の関連通達リスト

改正通達または新通達	発出	宛先	主な改正点	適正化法令・指針における対応項目
1 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について	官房長	地方整備局長	公表対象工事の追加（通常指名競争・随意契約）方法，時期等，様式例の追加	発注見通しの公表 (法 § 4, 令 § 2・3)
2 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表についての運用について	地方課長 技術調査課長 営繕計画課長 管理課長 建設課長	地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長 港湾空港部長	「発注することが見込まれる工事」に該当しない工事の考え方	
3 工事における入札・契約の過程等に係る情報の公表について	官房長	地方整備局長	情報の公表事項および方法等の全体を整理。各種様式および標準様式例を添付	入札及び契約の過程並びに契約内容に関する情報の公表 (法 § 5, 令 § 4, 指針)
4 工事現場における適正な施工体制の確保等について	地方課長 技術調査課長 営繕計画課長	地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長	「工事現場等における施工体制の点検要領」の策定	一括下請負等の建設業許可行政庁への通知 (法 § 11, 指針) 工事現場における適正な施工体制の確保のための措置 (法 § 14, 指針)
5 工事現場等における施工体制の点検要領の運用について	地方課長 技術調査課長 営繕計画課長	地方整備局 総務部長 企画部長 営繕部長	「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」「一括下請負に関する点検要領」「工事現場における施工体制の把握表」の策定	
6 施工体制台帳に係る書類の提出について	技術調査課長 営繕技術管理室長	地方整備局 企画部長 営繕部長	施工体制台帳記載内容等の追加等	
7 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について	建設コスト管理企画室長	地方整備局 技術調整管理官	特記仕様書記載例	
8 入札監視委員会の設置及び運営について	官房長	地方整備局長	審議対象工事，抽出案件の拡大等	第三者の意見を適切に反映する方策 (法 § 15②二, 指針)
9 入札監視委員会の運用上の留意点について	地方課長 技術調査課長 営繕計画課長	総務部長 企画部長 営繕部長	委員会の運営，定例会議，事務局等について	
10 工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の方策について	官房長	地方整備局長	苦情処理についての処理方法を定めた通則的な通達。再苦情との関係も規定	苦情を適切に処理する方策の策定・公表 (法 § 15②三, 指針)
11 請負工事成績評定要領の制定について	事務次官	地方整備局長	新要領の制定（成績，難易度，VE点，採点要領等）	公共工事の施工状況の評価の方策に関すること (法 § 15②五, 指針)
12 請負工事成績評定要領の運用について	技術審議官	地方整備局長	採点表，審査項目運用表 等	
13 工事における創意工夫等実施状況の請負者からの提出について	技術調査課長	地方整備局 企画部長	高度技術，創意工夫，社会性等の実施状況の提出，特記仕様書への記載例	

なお、一般競争入札の工事に対する苦情処理については、従前と同様に政府調達苦情検討委員会により行われることとなる。

(6) 公共工事の施工状況の評価の方策（本誌 p 22参照）

国土交通省直轄工事においては、請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的として、工事成績の評定を実施しているが、適正化法や発注者責任研究懇談会（委員長：近藤次郎東京大学名誉教授）での意見も踏まえ、工事成績評定要領を改正した。主な改正点は次のとおりである。

- ① 工事成績を「工事成績」「工事の技術的難易度」および「VE 提案等」に分離して評定することとし、おのおの実施要領を策定。
- ② 請負者に対する工事成績に関する通知および通知に対する説明を求められたときの回答の要領を改正。
- ③ 地方整備局に、工事成績評定審査委員会（有識者で構成）を新たに設置。評定に対する説明に対しての再説明、工事成績評定要領の運用全般について審議。

なお、これらの成績評定が適用となる工事は、平成13年7月1日以降に完成する工事もしくは平

成13年4月1日以降に契約する工事としている。

3. 地方整備局等への通知

前記2の対応を実施するために、表2に示す新規通達の策定および従前の通達の改正等を行うとともに、地方整備局等に対して通知を行った。

4. おわりに

本文では、適正化法および適正化指針を踏まえ、国土交通省直轄工事において実施する内容の概要について紹介したが、適正化指針の中には、今回紹介した内容以外にも、例えば入札および契約の方法の改善、入札金額の内訳の提出、発注者相互の連絡、協調体制の強化等の多くの取り組むべき事項が記載されている。国土交通省においては、今回紹介した内容にとどまらず、適正化法等の趣旨を踏まえながら、適正化に向けた取り組みを現場における試行等を通じながら実施していきたいと考えている。